

大田市告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項の規定により、地縁による団体の認可申請があり、同条第1項の規定によりこれを認可したので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年10月2日

大田市長 楳野 弘和

1. 認可した地縁による団体

(1) 名 称 大屋まちづくり協議会

(2) 規約に定める目的

- ア 安心安全な住みよいまちづくり
- イ 健康増進及び生きがいつくり
- ウ 地域交通の確保と安全な道の整備
- エ 地域交流と農林産物生産・販売による地域振興
- オ その他本会の目的を達成するために必要な事項

(3) 区 域

本会の区域は、大田市大屋町全域とする。

(4) 事 務 所 大田市大屋町大国2903番地1

(5) 代表者氏名 安藤 彰浩

(6) 代表者住所 大田市大屋町鬼村410番地

(7) 裁判所による代表者の職務執行停止の有無、並びに職務代行者選任の有無  
無

(8) 代理人の有無 無

(9) 解散の事由

- ア 地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- イ 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(10) 認可年月日 令和5年10月2日